

「広告等に関する指針」改定案に係る意見募集について

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
1	全般	週報月報の投資家への交付は「広告等」から除外	週報月報は、目論見書と同じくファンドの開示の一環から法定運用報告書を補完する位置づけで、投信協自主ルール「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」に基づき月次開示または適時開示を目的に作成されているため、広告等から除外すべきと考える。	本件については、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるもの）であれば、問題ないと考えられます。その旨の記載は、追加いたします。	同左。
2	その他	公開買付に係る記載は必要ないか。		【要検討】	一旦、当該記載は加えないこととし、次回以降の会合において、当該記載の追加の必要性についての議論が出た場合には、適宜検討を行うこととなった。
3	P1 第 1 部	「一の顧客を対象とするもの」は、現行規定では『広告等』の	確認のため	金商法では、広告等を行う行為には、該当しないと考えます。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	I (1) ②	定義として考えているとありますが、改訂案においては、その取り扱いを記載しないのですか？ それとも該当するのですか？			
4	P1～ 第 1 部 I. 広告等の定義等	「金融商品取引法における広告等規制について」＜第 4 版＞問 2 に記載のあります『一般的には「広告等」には該当しないもの』①～⑥の部分について、記載に盛り込んだほうが良いと考えます。	「広告等に関する指針」への一本化を前提とした場合、該当しない旨の例示は、広告審査部署等では営業現場からの問合せ対応にも必要であると考えます。 特に、当該部分の記載内容は、分かりやすく記載されているため、「I. 広告等の定義」部分に追加をすべきと考えます。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
5	P1 I. 広告等の定義等	広告または広告類似行為への該当性について、Q&A 第 4 版に記載のある全項目を追記すべき。 また、現行指針では参考資料として「広告等の該当性及び審査の必要性について」を添付しているが、改定後の指針について	広告規制に関し実務面で最も必要とされるものは、金商業者等による各行為が規制の対象となるかどうか（＝該当性）の判断だと思われます。 現行の Q&A 第 4 版においては、問 2～5、10、13、14、16、17 等に該当	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		も、現行の Q&A 第 4 版の内容を反映した該当性の一覧表に対するニーズが高いと思われるため、そうした一覧表作成を検討すべき。	性の判断が示されており、各業者もこれらに基づき、実際の業務運営の中で該当性の判断を行っているものと考えられます。 したがって、改定後の指針においても、Q&A で示している判断基準や事例等について全て網羅しておく必要があり、従来同様、一覧表の形態で整理するのが最も良いのではないかと考えております。		
6	P2 I. 広告等の定義等	「ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。」として列挙されている部分の後に、「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」の問 2、問 3、問 4、問 5 の回答を掲載いただきたいです。特に、7 頁下から 5 行目以下に記載されている「一般的には『広告等』には該当しないもの」を掲載していただきたいです。	広告となりうる資料を作成または審査する場合において、当該資料が広告に該当するかどうかは、作成者・審査担当者のいずれも判断に迷うことが多くあります。そのため、広告に該当するかどうかの判断材料として、「金融商品取引法における広告等規制について<第 4 版>」の問 2、問 3、問 4、問 5 の回答を指針に掲載していただきたいと考えます。	ご意見を踏まえ修正しました。	同左。

平成 23 年 6 月 23 日
(第 5 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			指針に掲載しないのであれば、「金融商品取引法における広告等規制について＜第 4 版＞」を廃止せず、今後もアップデートを続けることとしていただきたいと思います。		
7	P2 I. 広告等の定義 (2) イ	法令又は法令の基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配付する方法に「金融商品取引法における広告等規制（金商法 Q&A）/2. Q&A (1)「広告等」について/問 2 の①括弧書きの追記。 （法定公告、会社公告、目論見書、外国証券情報、投資信託の運用報告書など）	具体例を掲載することで、協会員のより一層の理解を深めるようご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
8	P2 (*2)「広告等における表示事項」	P2 から P5 にわたって記載されている広告表示事項については、本指針の「第 1 部法令諸規則の概要」部分ではなく、「第 2 部広告等の作成に係る留意事項」へ	指針の構成として、こうした細部まで概要に含める必要はなく、むしろ留意事項として記載した方がしっくりくると思います。 また、可能であれば、根拠法令と	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 2 ～ 3 頁の網掛け部分を削除したのち、当該削除箇所別紙「広告等の該当性について 案 2」の内容

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加															
		移動すべき。	それに対応する解説文として表形式にした方が、使用する側としては使い勝手が良いと思います。 (例) <table><tr><th>根拠法令</th><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>法37条第1項第1号</td><td>商号等の表示</td><td>金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	根拠法令	項目	内容	法37条第1項第1号	商号等の表示	金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名											を盛り込むこととなった。
根拠法令	項目	内容																		
法37条第1項第1号	商号等の表示	金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名																		
9	P2（※2） 「広告等における表示事項」 ①②	自社が作成する新聞広告等において、その商品の取扱が他の金融機関を含み、取扱金融機関として複数の名称を表示する場合について。 「②金融商品取引業者等である旨及び金融商品取引業者等の登録番号」の記載は、自社のみで掲載可としていただきたい。	・ 本件に該当する広告は複数あり、各社によって対応に差があること ・ 複数ある場合、記載スペースを確保することが難しいこと 上記により、掲載基準を明確化してほしい。		広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の P19 における「13. 金融商品仲介業」を下記のとおり修正することとなった。 <u>(2) 広告等に委託元協会員及び特別会員以外の金融商品仲介業者の名称を併せて表示する場合は、当該委託元協会員の登録番号及び加入協会の名称並びに当該金融</u>															

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
					<u>商品仲介業者の登録番号を記載しなければならない。</u> <u>(3) 広告等に委託元協会員及び金融商品仲介業務を行う特別会員の名称を併せて表示する場合は、それぞれの登録番号及び加入協会の名称を記載しなければならない。</u>
10	P4 ○誇大広告の禁止	項目名を「正確な表示」等に変更してはどうか。	5 ページの 11 項目について「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」とする一方で、13 ページの 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項では、5 ページと異なる 4 項目に対し「誇大広告等とにならないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある」としており、「誇大広告禁止」の対象となる項目に不一致が見られる。	P5 の記載は、業等府令第 78 条のタイトル「誇大広告をしてはならない事項」を意識して記載しております。 一方、P13 の記載は、監督指針記載のタイトル「誇大広告に関する留意事項」を意識して記載しております。	事務局案の項目名を引き続き掲載することとなった（今後、当該項目名の見直しが必要であるという議論が生じた場合、適宜、検討を行う。）。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
11	P5 Ⅱ. 金融商品取引法における その他規制の 概要○禁止行為（法令概要）	「禁止行為」について、①～④のみを抜粋された背景をお聞かせいただけないか。また、①～④以外にも、業府令第 117 条第 1 項 8 号、18 号等も追記しては如何か。	左記①～④以外にも、業府令第 117 条第 1 項 8 号、18 号等も広告等に関連した禁止行為と解釈できるため。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 7 頁に掲げる左記①から④は、「禁止行為」ではなく「留意事項」という項目名として残すこととなった。また、①から④以外に追加すべき事項があれば、随時、事務局まで意見を寄せてもらうこととなった。 （左記①から④は、これらの勧誘規制の内容が広告審査時の参考に資するシチュエーションがあることをかんがみ、抜粋したものである。）
12	P6 ○禁止行為（法令概要）	①～④を削除、項目名を「その他」とし、※部分を残してはどうか。	①～④は「勧誘における禁止行為」であって、「広告又は広告類似行為における禁止行為」にあたらなない。 「広告等に関する指針」は広告等の社内審査に使用する指針であり、敢えて「勧誘における禁止行	【要検討】	同上

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			為」を取り上げる必然性はないと考える。		
13	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	枠内根拠条文の以下の修正 「特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 <u>33 条第 2 項</u> 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 <u>33 条 4 条</u> の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 <u>4 項</u> において準用する場合を含む。）の規定により・・・」とあるところを、 「特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 <u>34 条の 2</u> 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 <u>34 条</u> の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 <u>6 項</u> において準用する場合を含む。）の規定により・・・）」	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ修正いたします。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		と修正してください。			
14	P6～7 Ⅲ（削る）	現行指針では下記の（４）の記載があり、審査を省略できる広告等の具体例が、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」において例示されています。 （４）審査を省略できる広告等の具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」のとおりである。 ところが、改訂指針案では、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」が削除されていることから、改訂指針案では上記（４）が削除されています。 一方、改訂指針案の（１）で	何が審査を省略できる広告等であるかを例示して頂くことにより、実務レベルでの広告判断材料として役立つため。	ご指摘の審査が省略できるのは、上段記載の仲介行為に係る広告等の場合などであり、それ以外に審査省略という概念はないと考えております。 よって、誤解がないよう修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		は、現行指針の（１）がそのまま残っていますので、やはり、何が審査を省略できる広告等あるかを、引続き例示して頂きたい。 （１）審査を省略できる広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」第４条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。 もし、「広告等に関する指針」の中では例示できないということであれば、「金融商品取引法における広告等規制について」の			

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		Q & A において例示して頂きたい。			
15	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	「(2) 広告等に該当しない場合 (Ⅰ. 広告等の定義等の(2) 広告 類似行為 参照) であっても」 について、現行指針のとおり「審 査を省略できる広告等に該当す る場合であっても」のままとし ていただきたい。	ここでは” 広告等は事前審査が必 要であることと、審査を省略でき る場合があること” を規定したう えで、その補足説明として、「自社 の社内規則等により審査が義務付 けられている場合には、当該社内 規則等に従う」ことを規定してい るが、今回改訂する箇所を実質的 な意味合いはないと考えられ、あ えて修正する必要はない(「広告等 に該当しない場合」という概念自 体は現行指針でもある)。	当該箇所については、趣旨が明確 となるよう、修正いたしました。	同左。
16	P6 Ⅲ. 内部審査の 必要性	審査を省略することができる。	金融商品仲介行為に関しては問題 ないが、特定投資家向けの の広告等については、審査のみを 省略するが金商法における広告等 の必要表示事項を充足する必要が	当該箇所については、趣旨が明確 となるよう、修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			あるようにも捉えられると考える。		
17	P7 IV. 内部審査体制	枠内の店頭デリバティブ取引会員部分に関して、原案では「店頭デリバティブ取引会員においては、その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者でなければならない。」となっていますが、その前のパラグラフにおいて「特別会員または店頭デリバティブ取引会員においては」として、特別会員と同じ規定にするべきと考えます。	広告等規則における店頭デリバティブ取引会員の規定が改正されており、修正漏れと思われます。	当該箇所については、規則の記載を踏まえ、修正いたしました。	同左。
18	P7 IV. 「内部審査体制」の囲み書き	「その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者」について、具体的には、これまで、どのような場合、協会が認めてきたのか、		別添資料参照	同左。

平成 23 年 6 月 23 日
(第 5 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		お教えいただきたい。			
19	P7 2 行目	(3) 特定投資家向けに～場合には規則違反となる。	特定投資家以外の一人のみに使用した場合でも規則違反とするのか。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 7 頁に掲げる「Ⅲ. 内部監査の必要性」（2）の文末において、「 <u>（単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報提供の場合は、広告等に該当しない。）</u> 」旨を追加した。
20	P8 Ⅴ．審査基準 (3)	他社が作成する資料に自社の商号等が記載されていない場合、足りない表示を別様の書面に表示し、顧客へ一体として提供する場合は許容する旨の追記。	他社が作成する資料に自社の商号等が記載されていない場合の対応を明確にするため。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
21	P8 (3) の最終行	「・・・必要事項が記載されていることを確認する。」は「・・・必要事項が記載される手段を講じた上で審査を実施する。」等	他社作成資料には、自社に関する必要事項が記載されていない場合が多く、その場合、必要事項が記載された別途書面等で補完する必	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		に修正すべき。	要があると考えられるため。		
22	P8 第 1 部 広告 等の該当性及 び審査の必要 性について	現行指針の「広告等の該当性及 び審査の必要性について」、以下 の取り纏め表（具体例等）が、 削除の対象となっているが、す べて削除するのではなく「平成 19 年 7 月 31 日公表『金融商品取 引法制に関する政令案・内閣府 令案』に対するパブリックコメ ントの結果等について/コメン トの概要及びコメントに対する 金融庁の考え方/広告等の規制 （第 37 条）/広告等該当性に関 する包括的質問 53」及び「金融 商品取引法における広告等規制 （金商法 Q&A）/2. Q&A（1）「広告 等」について/問 2、問 3 に記載 されている事項」を基に改めて の記載を要望。	現行指針の「広告等の該当性及 び審査の必要性について」は、広告 等規制を理解し、具体的に運用す る上で、非常に有用である。した がって、新指針において「広告等 の該当性及び審査の必要性につ いて」を掲載し、協会のより一層 の理解を深めるようご検討いた だきたい。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 2～3 頁の網掛 け部分を削除したのち、当該 削除箇所別紙「広告等の該 当性について 案 2」の内容 を盛り込むこととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
23	P8～12 広告等の該当 性及び審査の 必要性につい て	広告等の該当性の事例について記載できないか。例えば、金商法施行前に公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の「広告等該当性に関する包括的質問」53の金融庁の考え方等を記載することはできないか。	広告等の審査を行う上で、金商法上の広告等に該当するか否かは最も基本的な観点である。各社の広告審査において「広告等に関する指針」が広く活用されていることに鑑みれば、広告等の該当性について記載することが望ましいと考える。また、広告等への該当性に関する共通の認識を各社が有することは、各社間の「公正な競争」に資すると考える。	【要検討】	同上
24	P8 広告等の該当 性及び審査の 必要性につい て	有価証券等を保有する顧客に対する以下の情報提供（お知らせ等）は、広告等に該当しないと考えて良いか？ 1) 仕組債の利率、償還及び償還方法等の判定結果に関する情報提供（事務連絡等） 2) 約定後に交付する英文債券要項（ファイナル・タームズ）	有価証券の売買その他の取引等の誘引が目的ではなく顧客フォローのために情報提供する行為であり、また投資家の投資判断に影響を与えるものではないため広告等には該当しないと思われる。	一般的にアフターサービスの一環と認められるもので、例えば、「株価チャート」や「投信の基準価格」を顧客に郵送する行為は、該当しないと考えられます。（「金融商品取引法の疑問に答えます」参照）	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		3) 保有する投資家へフォロー のために交付するデフォル トした債券の発行者に係る 破産報告書または破産手続 等の和訳文及び連絡文			
25	P9～12 P22～23	定義の具体例の表示の要望 ・ 広告の該当性、審査の要否 ・ 個別企業の紹介	【現行指針】「審査の必要性につい て」以下、随所に具体的な考え方 が記載されています。 広告物の考え方について、固定 観念を持たせる弊害については理 解できるが、具体的な考え方を示 さないと、協会員が、誤った認識 を持つことに繋がるリスクもあり ます。 広告等の業務は「広告の指針」 により行われていることから、<u>具 体的な表示例や考え方を記載する ことは、誤った認識を是正する効 果もあり、必要と考えます。</u>	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 2～3 頁の網掛 け部分を削除したのち、当該 削除箇所には別紙「広告等の該 当性について 案 2」の内容 を盛り込むこととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
26	P13 第 2 部 広告 等の作成に係 る留意事項 I. 全般	1. 表示に関する基本事項 ③ 広告等に表示される他の事 項に係る文字と比較して、使 用する文字の大きさ、形状及 び色彩において、不当に目立 ちにくい表示を行っていない か。 ④ 金利や相場等の指標の変動 を直接の原因として損失が生 ずることとなるおそれのある 場合の損失が生ずるおそれの ある旨・その理由等、リスク に関する事項が広告等の表示 における文字又は数字の中で 最も大きなものと著しく異な らない大きさで表示している か。	←主語がなく無限定のままであれ ば、広告内の文字は全て同じ大 きさにせざるを得なくなる が・・・。 ←「場合、その損失が」？	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
27	P13 ③	当該事項の「主語」がなく、文 意がわかりづらい。	(広告等の表示を行うときは、) 「広告等に表示される他の事項に 係る文字と比較して、」という表現	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			が、何と何を比較しているのか明瞭でない。		
28	P13 I. 1. 表示に関する基本事項	「⑥当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか」を記載してはどうか。	①～⑤は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」）のⅢ－２－３－３ 広告等の規制を参照していると思われるが、監督指針には「当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。」の記載がある。	ご意見を踏まえ、修正しました。	同左。
29	P13 I. 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項	項目名を変更すべきではないか。例えば、「2. 誇大広告等の禁止」としてはどうか。	「誇大広告等の表示に関する留意事項」では、誇大広告を行う場合の留意事項とも解される。	「誇大広告等に関する留意事項」に修正いたしました。	同左。
30	P13 I. 2. 誇大広告等の表示に関する留意事項	「⑤不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある	①～④は、監督指針のⅢ－２－３－３ 広告等の規制を参照していると思われるが、監督指針には「不当景品類及び不当表示防止法、屋	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		る表示をしていないか」及び「⑥社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか」を記載してはどうか。	外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。」及び「社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか」の記載がある。		
31	P14 I. 3. 募集・売出しに関する事項 (1) 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止	根拠条文の以下の修正 「⑦ 金商法第 2 条第 1 項第 9 号 に掲げる有価証券のうち・・・」 とあるところを、 「⑦ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号 に掲げる有価証券のうち・・・」 と修正してください。	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	同左。
32	P14 I. 3. 募集・売出しに関する事項(2)②	金商法第 4 条第 4 号に規定するもの⇒金商法第 4 条第 1 項第 4 号に該当するもの		ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
33	P14	金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 号		ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	I. 3. 募集・売 出しに関する 事項(2)②	⇒金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項			
34	P14 I. 3. 募集・売 出しに関する 事項(2)②	(2) 顧客に交付する資料等 ② 外国証券情報の提供の内なお書 き以降については、外債ではな く外株を念頭に置かれた記載と 解釈して差し支えないか。		必ずしも外株のみを意識したもの ではありませんが、主に取引所取 引を意識すれば、外株が多いとい うことは言えるかと考えます。	同左。
35	P15 (現行指針) I. 2. 表示に 関する基本事 項	削除予定の以下の記述を残して いただきたいと思います。 「広告等の表示を行うに当たっ ては、投資者に誤認されるおそ れの無いよう、グラフや図、可 能な限り平易な言葉を使用する などにより、分かりやすい表示 に努めること。」	金商法や監督指針にも記載されて いない事項であり、分かりやすい 表示をするための指針として、現 行の記述を残すほうがよいと考え られます。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 16～17 頁に掲げ られている販売用資料の表 示に係る留意事項①から⑥ の最後に「※」を追加し、当 該箇所に、削除予定であった 現行の広告指針の左記の内 容を記載することとなった。
36	P15 (削る)	現行指針では、販売用資料（目 論見書以外のその他の資料）に おいて、「2. 表示に関する基本 事項」についての記載がありま		【要検討】	同上

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		したが、改訂指針案では削除されています。 2. 表示に関する基本事項 広告等の表示を行うに当たっては、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。 特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。 この部分が削除されなければならない理由が、何かあったの			

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		でしょうか。			
37	P15 I. 3. (2) ③ ハ	改訂案として「多数の者に対して」の文言が『販売用資料を使用する行為は広告等に該当する』に付加されました。ここでいう『多数』とはどの程度を指すのでしょうか？この表現では不明瞭です。	確認のため	金商法でいう「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為」が広告類似行為となっておりますので、その記載と平仄を合わせるよう修正いたしました。	同左。
38	P16 I. 7. キャッチ コピーの表示	本項目は、Q&A 問 3 の一部を盛り込んだものと思われるが、Q&A 問 3 にはこれ以外にも広告の該当性についての回答が記載されている（例えば「税制に関する案内」など）。この点に限らず、こうした細部が割愛されている部分が少なからずあるように思われるが、こうした細部についても漏れなく改定指針案に盛り込むべき。	広告規制に関し実務面で最も必要とされるものは、金商業者等による各行為が規制の対象となるかどうか（＝該当性）の判断だと思われます。 現行の Q&A 第 4 版においては、問 2～5、10、13、14、16、17 等に該当性の判断が示されており、各業者もこれらに基づき、実際の業務運営の中で該当性の判断を行っているものと考えられます。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 2～3 頁の網掛け部分を削除したのち、当該削除箇所別紙「広告等の該当性について 案 2」の内容を盛り込むこととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			したがって、改定後の指針においても、Q&A で示している判断基準や事例等について全て網羅しておく 必要があり、従来同様、一覧表の 形態で整理するのが最も良いの ではないかと考えております。		
39	P17 I. 10. 第三者 の意見等	以下の記述の修正 「なお、登録信用格付業者以 外・・・定める事項を告げるこ となく <u>提供した場合</u> は金商法違 反 となる」 とあるところを、 「なお、登録信用格付業者以 外・・・定める事項を告げるこ となく <u>提供して、勧誘を行なっ た場合</u> は金商法違反 となる」 と修正してください。	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
40	P17 I. 10. 第三者 の意見等	なお書きの信用格付に関する表 示について	第三者の意見等の項目とは別項目 にするほうが良いのではないかと 考える。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 4 月 27 日付）の 19 頁の「10. 第 三者の意見等」から左記の信

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
					用格付に係る記載を削除し、7 頁の「○ 禁止行為（法令概要）（今後、項目名を「留意事項」に変更予定）の③に当該記載を追加することとなった。 また、当該指針案の「Ⅲ. 債券」に当該記載を追加するかについて、次回以降の会合において検討することとなった。
41	P18 I. 11. 特定投資家に対する 広告等	「広告等の相手方が特定投資家に限定される場合には、金商法の広告規制は適用されないの で、 <u>広告審査を省略することができる</u> 」とありますが、「 <u>広告審査をする必要はない</u> 」ではない でしょうか。	特定投資家限定の広告は、金商法の 広告規制が適用外なので、審査 省略ではなく、審査不要と考える べきと思います。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
42	P18 I 12. 預金等	文尾に「望ましい」があるとし ても、そもそも預金業務を取扱	「特別会員が行う」有価証券の販 売に関する広告等においては、『預	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	との誤認防止 に関する注意	わない業態には不適用の旨を明 記すべきと考えます。	金等との誤認防止』に関する注意 文言を表示することが望ましい、 とありますが、特別会員全てが預 金業務を取扱っているわけではあ りません。		
43	P18 I. 13. 金融商 品仲介業に関 する注意	金融商品仲介業者及び委託会員 ⇒金融商品仲介業者及び <u>所属協 会員又は金融商品仲介業務を行 う特別会員及び委託会員</u>	金商法第 2 条第 1 2 項に規定する 金融商品仲介業者と金融商品仲介 業務を行う特別会員とは異なるた め。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
44	P18 I. 13. 金融商 品仲介業に関 する注意	「金融商品仲介業（特別会員に よる金融商品仲介業務を含む。 以下同じ。）による有価証券の販 売に関する広告等においては、 金融商品仲介業により取扱う旨 の注意文言を表示することが望 ましい。」とあるが、「金融商品 仲介業務」に該当しない「特別 会員（登録金融機関）が、金融 商品取引業者から委託を受け て、国債や地方債、投資信託等	登録金融機関が金融商品取引業者 の委託を受けて行う国債証券や投 資信託・外国投資信託受益証券の 「募集の取扱い」は、「金融商品仲 介業務」に該当せず、広告等にお ける取扱いが「広告等に関する指 針」から漏れると思われるため。 【特別会員の証券仲介業務に関す る Q & A（平成 1 7 年 6 月 日本 証券業協会）2 ページ 問 4、コ メントの概要及びコメントに対す	【要検討】	金融商品仲介業のカテゴリ ーに該当しない内容である ため、本件については特に広 告指針には反映させないこ ととなった。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		の有価証券の売買の媒介や募集・私募の取扱いを行う場合」も想定すべきではないか。	る金融庁の考え方 178 ページ● 金融機関の有価証券関連業の禁止等〔第 33 条〕 6】		
45	P18 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	「当該広告等に金融商品仲介業者名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならない。」は、「当該広告等に金融商品仲介業者名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び委託会員（金融商品取引業者）の加入協会名を記載しなければならない。」とすべきではないか。	金融商品仲介業者は日本証券業協会、(社) 日本証券投資顧問業協会、(社) 金融先物取引業協会のいずれの会員でもなく、記載できないため。	ご意見を踏まえ、修正しました。	広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の P19 における「13. 金融商品仲介業」を下記のとおり修正することとなった。 <u>(2) 広告等に委託元協会員及び特別会員以外の金融商品仲介業者の名称を併せて表示する場合は、当該委託元協会の登録番号及び加入協会の名称並びに当該金融商品仲介業者の登録番号を記載しなければならない。</u> <u>(3) 広告等に委託元協会員及び金融商品仲介業務を行う特別会員の名称を併せて表示する場合は、それぞれの</u>

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
					<u>登録番号及び加入協会の名称を記載しなければならない。</u>
46	P18 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	「当該広告等に金融商品仲介業者名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならない。」に、「登録金融機関名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの登録番号及び加入協会名を記載しなければならない。」旨も記載してはどうか。		ご意見を踏まえ、修正しました。	同上。
47	P18 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	「なお、委託会員により審査が行われた広告をそのまま使用する場合は改めて審査を行う必要はない。」は、「なお、金融商品	「なお、委託会員により審査が行われた広告をそのまま使用する場合は改めて審査を行う必要はない。」の文言は、金融商品仲介業者	ご意見を踏まえ、修正しました。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		仲介業者が使用する広告は、委託する協会員による審査が必要である。」等にすべきではないか。	対するものであるが、金融商品仲介業者は協会員ではない。協会員向けの表現にすべきと考える。		
48	P18 第 2 部 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	当該広告等に金融商品仲介業者名及び委託会員（金融商品取引業者）名を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならないとする規定は除外願いたい。	法令で求められておらず、かつ投信協において、委託会社と販売会社の社名を併記する場合においては、いずれか一方の業者の登録番号および加入協会名を記載すればよいことから、平仄を取らねばバランスを欠くと思料される。	【要検討】	同上。
49	P18 I. 13. 金融商品仲介業に関する注意	それぞれの業者の登録番号及び加入協会名を記載しなければならない。	金融商品仲介業者が独自に作成する場合等があるので、必須ではなく望ましい項目のほうが良いと考える。	【要検討】	同上。
50	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	以下の記述の新設された趣旨を教えてください。 「※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」	「元本確保型」という名称使用が禁止のためバナーの銘柄名だけでなくキャッチコピーでも「元本確保型」の表示ができないという趣旨なのか、バナーでは表示できな	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の 19 頁の（1）※の記載の趣旨を明確にするために、以下の網掛け部分のとおり文言を修正すること

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わず、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。」	いがリンク先で「元本確保型」と記載した場合は、当該リンク先で定義や条件等を表示しなさいという趣旨なのか、分かりにくいと思います。 両方の趣旨であるならば、「※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わず、リンク先のページに元本確保の記述をした場合には、その定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなど		となった。 ※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わない。なお、リンク先のページでの詳細説明において、「元本確保型」の表示を用いる場合は、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			の対応が考えられる。」		<u>合のリスクについて明確に 表示するなどの対応を行う。</u>
51	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	(1) インターネットウェブサイトなどの「バナー広告」や「テキスト広告」など限られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、 <u>それ自体に</u> 投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。 →「それ自体に」は不要と思われます。	「金融商品取引法における広告等規制について＜第 4 版＞」の「問 17：インターネットウェブサイトなどにおける・・・」とは文章の表現が変わっているため、「それ自体に」がなくても意味が変わらないと思われるため。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
52	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	(2) について	バナー広告だけ見て買う人もいないでしょうから、「詳細はこちら」は無くて、問題ないのではないのでしょうか？ バナー広告はクリックابلになっ	【要検討】	(2) については、第 5 回広告 WG における資料（別紙 3（平成 23 年 6 月 23 日付））の 1 頁における修正案の通り、修正を行うこととなっ

平成 23 年 6 月 23 日
(第 5 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			ていて詳細ページにリンクすることは既に一般的だと思います。 バナー広告はサイズが小さいものもあり、「詳細はこちら」でスペースを取られてしまうと、ファンド名など肝心なところの文字が小さくなったりすること考えられ、却ってよろしくないのでは？ ファンド名が長いものが多いですし。 ”例えば”であっても記載していると、”絶対”になってしまいます。		た。 (3) については、第 5 回広告 WG における資料（別紙 3（平成 23 年 6 月 23 日付））の 1～2 頁の修正に加え、 「また、インターネットの自社のウェブサイトにおいて、商品のロゴなどの…同一ページ内のわかりやすい場所に必要表示事項を表示するか、…」の記載のうち、「同一ページ内」について、「(PDF 等の電子ファイルを含む。)」と文言を追加することとなった。
53	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について(5)	特定投資家のみを取引の対象とする <u>金融商品取引業者が</u> ⇒特定投資家のみを取引の対象とする <u>場合で</u>	一般投資家とも取引をする業者が特定投資家のみを対象とするウェブサイトを作成するケースを想定。このケースを含むことを明確にするため。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 5 月 26 日付）の 20 頁の「14. インターネットにおける広告等について」の（5）の記載を削除することとなった。

平成 23 年 6 月 23 日
(第 5 回 WG 用)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
54	P18 I. 14. インターネットにおける広告等について	広告指針改訂案概要にもありますように、ツイッターやアフィリエイト広告等をはじめ最近ではフェイスブックなど、ネット広告については新たな手法もどんどん出現しており、早々のご検討をお願いいたします。		了解しました。	同左。
55	P19 1(1) 必要表示事項①	「第 1 部 <u>法令規則等</u> の概要 ※ 2 「広告等における表示事項」参照 とあるところを、 「第 1 部 <u>法令諸規則</u> の概要 ※ 2 「広告等における表示事項」参照 と修正してください。	誤植と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。
56	P19、22、25、26	発行者の信用リスクに関する文言の記載が必要表示事項とされているが、表示することが望ましい事項としていただきたい	金融商品販売法では契約を締結するまでに重要事項を顧客の適合性に応じて説明することとなっている。また、金融商品取引法において契約締結までに契約締結前交付	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の「II. 株式」の各項目における必要記載事項のうち、「金融商品販売法の説明事項である、発行者の信

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			書面に記載の内容を顧客の適合性に 応じて説明することとなっている。 金融商品販売法上の重要事項である 信用リスクについては契約締結前 交付書面に記載しており、契約締結 までに説明する機会が別途あるため、 広告の必要表示事項とする必要はない と考える。		用リスクに関する文言」については、 削除することとなった。
57	P19 1(1) 必要表示 事項① P22 2(2) 個別企業 の紹介①	「金融商品販売法の説明事項である、 発行者の信用リスクに関する文言につい ても記載する。」とあるところについて、 以下の案 1) または案 2) に修正をお願い します。 案 1) 「必要表示事項」ではなく、「表示するこ とが望ましい事項」として記載する（セ カンダリーも同様）。 案 2) 当該事項の削除。	信用リスクの記載は、金商法の広告規 制上、法令で要請された事項ではないと 考えますので、「表示することが望まし い」が適切ではないかと思われます。	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
58	P19 1(1) 必要表示 項目 ①法令等記載 事項	「また、金融商品販売法の説明 事項である、発行者の信用リス クに関する文言についても記載 する。」を「また、金融商品の販 売等に関する法律（以下、「金融 商品販売法」）の説明事項であ る、発行者の信用リスクに関す る文言についても記載する。」と してはどうか。	法律の名称は正確に表示すべきと 考える。	ご指摘を踏まえ、修正しました。 (P16 4. において修正)	同上。
59	P19	株式の外国証券売出しの該当性	外国株式の外国証券売出しの該当 性と外国証券情報の提供について の追加記載があると便利である。	【要検討】	当該記載については追加し ないこととなった。
60	P20 1(1) 必要表示 項目	『④「投資判断は、目論見書を見 て行うべき旨」の文言』は 2 1 ページ ① 必要表示事項の 『二. 「申込みに当たっては、必 ず目論見書をご覧ください。」旨 の文言』と同じにしてはどうか。	同じ項目名なので、表示は同じ方 が良いと思う。(20 ページの表示 に 21 ページの表示を合わせても かまいません。)	「企業内容等の開示に関する留意 事項」の記載に併せました。(13-7)	同左。
61	P20 1(1) 必要表示	④「投資判断は、目論見書を見 て行うべき旨」と (4) 具体的事		「企業内容等の開示に関する留意 事項」の記載に併せました。(13-7)	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	項目④	例の紹介①ニ「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」の文言は同様の意味に思われますので、どちらかに合わせては如何でしょうか。			
62	P20 1(3) 具体的な 留意事項③	「なお、登録信用格付業者以外の信用格付業を行う者が付与した信用格付を・・・」の文章は、別項目とし「第 2 部 広告等の作成に関する留意事項 I 全般」に記載するという理解で良いでしょうか？	確認のため。	前回 WG の議論を踏まえ、削除しました。	同左。
63	P20 1(3) 具体的な 留意事項 ③自社又は第 三者による評 価又は分析	「なお、登録信用格付業者以外の信用格付業を行う者が付与した信用格付を表示する際に、当該信用格付を付与した者が当該金商法第 66 条の 27 に規定する内閣総理大臣への登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他内閣府令で定める事項を告げることなく提供し	左記の一文は「第三者による当該株式の評価、分析」を表示する際の留意事項と解され、1 行目の「自社又は第三者による当該株式の評価、分析は表示しないこと。」と矛盾するため。	前回 WG の議論を踏まえ、削除しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		て、勧誘を行った場合は金商法違反となる。【金商法第 38 条第 3 号】」の記載は必要かどうか確認したい。			
64	P20 1(3) 具体的な留意事項 ③ 自社又は第三者による評価、分析	無登録格付に関する尚書き	この項目に尚書きとしてであると株式（プライマリー）の広告等に格付を表示することが必要と捉えられる可能性もあるので修正等検討をお願いします。	前回 WG の議論を踏まえ、削除しました。	同左。
65	P21 1(4) 具体的事例の紹介 ① 必要表示事項	「イ．法令等記載事項」が太字になっている。ロ、ハ、ニと合わせるべき。		誤植のため、修正しました。	同左。
66	P21 1(4) 具体的事例の紹介 ① 必要表示事項	ロ．有価証券の名称	19 ページでは【当該有価証券の銘柄】など「名称」と「銘柄」が混在しています。「銘柄」に統一することなどの検討をお願いします。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
67	P21 1(4) 具体的事例の紹介①ハ	「目論見書を提供する場所」を 「目論見書を提供する場所（目 論見書を作成する場合に限る）」 に修正してください。	1 (1) ③との整合性をとったほう が良いと思います。	「企業内容等の開示に関する留意 事項」の記載に併せました。(13-7)	同左。
68	P21 1(4) 具体的事例の紹介①ニ	「「申込みに当たっては、必ず目 論見書をご覧ください。」旨の文 言」を「「投資判断は、目論見書 を見て行うべき旨」の文言（目 論見書を作成する場合に限る）」 に修正してください。	1 (1) ④との整合性をとったほう が良いと思います。	「企業内容等の開示に関する留意 事項」の記載に併せました。(13-7)	同左。
69	P21 1(4) 具体的事例の紹介②の 尚書き	「準じる記載のみがなされたも の」	準じる記載かどうか判断が難しい と考えます。 例えば、安定操作取引を行わない 旨や協会規則の引受審査を行って いない旨等募集要項に直接関係は 無いと考えられるが、投資家に必 要な情報と判断し、そのような表 示をした場合には、準じる記載の みではないと判断し広告等に該当 すると思うのでしょうか。	本記載は、目論見書を作成しない 売出しに際して、募集要項を作成 することを否定しない(個別銘柄 の推奨資料には該当しない)こと を示すべきものでありましたの で、修正いたしました。	同左。
70	P21	なお、～募集要項は広告等には	広告等に該当しないための要件が	本記載は、目論見書を作成しない	同左。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	1(4) 具体的事例の紹介②の 尚書き	該当しない。	あるのでしょうか。又どのような理由で広告等には該当しないのでしょうか。	売出しに際して、募集要項を作成することを否定しない(個別銘柄の推奨資料には該当しない)ことを示すべきものでありましたので、修正いたしました。	
71	1(4) 具体的事例の紹介 ※ なお書き	「※なお、目論見書を作成しない募集・売出し等に際して作成される募集要項（上記②の記載事項に準じる記載のみがなされたもの）は広告等には該当しない。」について、募集・売出し等に際して、金融商品取引業者が作成・使用する募集要項（②の記載事項に準じる記載のみがなされたもの）は販売用資料として広告に該当するものと思いますが、目論見書を作成しない場合の募集要項が広告等に該当しない理由をご説明ください。		本記載は、目論見書を作成しない売出しに際して、募集要項を作成することを否定しない(個別銘柄の推奨資料には該当しない)ことを示すべきものでありましたので、修正いたしました。	同左。
72	P22 2(1) マス媒体	「(注) なお、閲覧者に制限のあるなどの専用ホームページや専	顧客が ID・パスワードを入力して 入る画面など、閲覧者が既得意に	【要検討】	マス媒体への該当性についてではなく、大量推奨販売に

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	での広告等 (注)	用メールマガジンは、ここでのマス媒体には、該当しない。」の文言は残していただきたいと思います。	限られるものが、不特定多数が見ることができるインターネットと同様に扱われるべきではないと考えるため。		該当しないよう留意する旨を記載することに重きを置き、第 5 回広告 WG における資料（別紙 3（平成 23 年 6 月 23 日付））の 3～5 頁における修正案のとおり、修正を行うこととなった。
73	P22 2(1) マス媒体 での広告等 (注)	2. セカンダリーにおける広告等 (1) マス媒体での広告等 (注)の削除部分の記載 <u>なお、閲覧者に制限のあるなどの専用ホームページや専用メールマガジンは、ここでのマス媒体には、該当しない。</u> 上記下線部分が削除されておりますが、閲覧制限を行なう専用 HP 等についての考え方が、マス媒体に該当すると変更になるのでしょうか。	当社では、顧客に ID パスワードの交付を行うことにより、専用 HP の閲覧を制限しサービス利用の提供を行っている。 該当部分を削除したのに特に理由がないのであれば、寧ろ、より「マス媒体」を明確にするために削除せず、記載して欲しい。	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
74	P22 2(1) マス媒体 での 広 告 等 (注)	(注) マス媒体とは、新聞～媒 体をいう。	「なお、閲覧者に制限のあるなど の専用ホームページや専用メール マガジンは、ここでいうマス媒体 には、該当しない。」を削除したの は、どのような理由からでしょう か。	【要検討】	同上。
75	P22 2(1) マス媒体 での 広 告 等 (注)	「自社が選定した「注目銘柄」、 「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以 下『「注目銘柄」等』という。） について、マス媒体を利用した 表示は、その株式の大量買付が 行われ、公正な価格形成が損な われるおそれがあるので、金融 商品取引業等に関する内閣府令 第 117 条第 17 号又は第 18 号に 規定する特定少数銘柄の行き過 ぎた大量推奨販売（以下「大量 推奨販売」という。）に該当する 可能性が強いと考えられること から、このような表示は行わな い。」において、禁じている「こ	「このような表示は行わない。」 が、『「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参 考銘柄」という表示』を禁止して いるとも、「マス媒体の利用」を禁 止しているとも解されるため。	「マス媒体での広告等」として、 「注目銘柄等」の表示を記載して おります。	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		のような表示」を明確にすべき。			
76	P22 2(1) マス媒体 での 広 告 等 (注)	「(注) マス媒体とは、新聞（折込み広告を含む。）、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等同時に不特定かつ多数の者に対して同一内容の情報の提供を行うことのできる媒体をいう。」とあるが、「複数（5 銘柄以上）の個別銘柄に言及した投資情報資料」を自社のホームページで公開することは、マス媒体での広告等に該当しないことを確認したい。	個別銘柄に言及した投資情報レポートをコンテンツとして自社のホームページで公開することは一般的である。仮に、これがマス媒体での広告等に該当に該当し、公開が不可能となれば、投資情報を求め証券会社のホームページを閲覧する投資家のニーズを満たせなくなる。	【要検討】	同上。
77	P22 以降	具体例の削除	具体例は固定観念を与える可能性があるため削除を検討となっていますが、広告等審査の担当者としては、ある程度の数の具体例のあほうがよい。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の 22～24 頁のとおり、現行の指針（平成 18 年 10 月版）と同じ「不適切な表示例」を掲載することとなった。
78	2. (2) 個別企業の紹介	具体例は削除せずに残していただきたい。	具体例が固定観念を与える可能性は低く、例示以外は OK と考える	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	②株価、業績等の表示に関する留意事項		人はいないと思われる。広告等審査を行う場合には、具体例があった方がわかりやすい。		
79	P22 2. (2) 個別企業の紹介②イ～ホ 表示例	イ、ロ、ハ、ニ、ホ ともに、「(不適切な表示例)」は残していただきたいと思います。	抽象的な規定のみでは、個社の実務上、どの程度の表示が「恣意的、過度に主観的」なのか、レベル感の判断が難しいため、参考としての「表示例」は残すべきだと思います。	【要検討】	同上。
80	2. (2) 個別企業の紹介 ②株価、業績等の表示に関する留意事項	各イ、ロ、ハ・・・において削除した（不適切な表示例）について、再度掲載をしていただきたい。 ※既に他の委員様より提出されていた内容と重複します。	(※具体例はかえって固定概念を与える可能性があるため・・・) とあるが、審査実務者としては、このような具体例を参考として、類似の表現は該当と判断しているのが実情であると考えます。決して固定概念を持つということはないと考え、例示があった方が判断しやすいと思います。	【要検討】	同上。
81	2. (2) 個別企業の紹介	②以降の具体例の再掲載の検討	具体例を削除せず残す方が不適切表現を理解、イメージしやすいと思われます。また、具体例を掲載	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			することで、協会員のより一層の理解を深めるようご検討いただきたい。		
82	P22～27 ②株価、業績等の表示に関する留意事項	具体例（不適切な表示例）が削除されているが記載してほしい。	削除理由は理解できるが、広告審査を行う上での判断材料として参考にしているため。	【要検討】	同上。
83	P 23 「不適切な表示例のロ、断定的な表示に関する事項」の中の、「今期ピーク利益更新」という表現	「今期ピーク利益更新」という表現については、不適切な表示例としないでいただきたい。 ただし、根拠がないにもかかわらず、「今期ピーク利益更新確実」など、断定的な表現であれば、不適切な表示例とする、などが考えられます。	アナリスト・レポートにおいて、アナリストが根拠とともに利益予想のなかで、使用することがあるため。	【要検討】	アナリスト・レポートは広告指針の対象外であることから、当該文言は引き続き記載することとなった。
84	P24 「不適切な表示例のニ、株価、業績、新技術、新製品等の	この記載があるとアナリスト・レポートを広告として用い勧誘する場合には都合が悪いのではないかとのことですが、右記の理由より記載したままで問題な	「目標株価等」のみの表示を記載することが不適切な記載例としてあげられているが、アナリスト・レポートでは「目標株価等」を記載する場合は根拠とともに記載さ	【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
	予測についての根拠表示に関する事項の目標株価等の記載	いと考えます。	れているため。		
85	P22 不適切な表示 例 6 箇所削除	「千載一隅の買い場」、「超優良株」、「…の最右翼」、「抜群」、「空前」、「好材料山積」、「中期成長力は絶大」、「〇割高も考えられる」、「いよいよ出番到来」、「チャンス到来」、「〇〇圏脱出寸前」、「〇〇菓の開発が噂される」、「弱気一色になっている時こそが買い場だ」、「外人、信託筋の買いが継続している模様」……等	プリンシプルに考えれば削除しても問題はないと思われるが、より「不適切な表示」を明確に定義するためには <u>下線部分は</u> 削除せず、記載して欲しい。	【要検討】	広告指針案（平成 23 年 6 月 9 日付）の 22～24 頁のとおり、現行の指針（平成 18 年 10 月版）と同じ「不適切な表示例」を掲載することとなった。
86	P24 2. (2) 個別企業の紹介③ イ	現行指針にある「ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。」は残して頂きたい。	改訂指針案では、スクリーニング結果一覧表が注目銘柄一覧表となるような記述となっています。 例えば、騰落率上位 20 社を抽出し	【要検討】	「注目銘柄」等自体に明確な定義付けを行っていないことから、注目銘柄への該当性に関する文言については、原案のとおり、削除することと

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
			て表にしても、この 20 銘柄が「自 社が選定した注目銘柄」となるわ けではないので、違和感がありま す。		なった。
87	2. (2) 個別企業 の紹介③イ	「また、ある一定の客観的事実 に基づいて抽出した銘柄（例： 売買高や売買代金等のランキン グ、ある地域の上場銘柄全ての 紹介など）を表示する場合は、 そのある一定の客観的事実に基 づいて抽出したことが分かるよ う表示する。」の部分について、 現行指針とは記載が異なってい ますがその理由をご説明くださ い。 現行指針：ある一定の客観的事 実に基づいて抽出した銘柄全て >>>改訂案：ある一定の客観 的事実に基づいて抽出した銘柄 現行指針：表示する場合は、こ		【要検討】	同上。

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	検討の趣旨、背景、理由など	事務局コメント	検討結果 ※会議後に追加
		こでいう「注目銘柄」等には該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する >>>改訂案：表示する場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する			
88	P25 2. (3) 株式累積投資制度 ②その他留意事項	投資家に誤解を与える表示例として、「積み立て」は×とされているが、投資信託の定時定額購入取引を「積立投信」または「積立投資信託」等と表示することは認められることを確認したい。	現行指針においては、「毎回の払込金についての表示は、「積立て」ではなく、「払込み」又は「買付け」等の表示とする。」とされている。現行指針および改定新指針共に投資信託の定時定額購入取引について触れられていないが、投資信託の定時定額購入取引を「積立投資信託」等と表示することは業界では広く行われており、指針に抵触しないことを確認したい。	【要検討】	広告上における左記文言の表示は現在では認められると考えられることから、広告指針の 25 頁の「②その他留意事項」からは削除することとなった。